

## 広島県流域下水道地下埋設物者間協議の取り扱いについて

平成25年4月1日 一部改訂

令和3年12月1日 一部改訂

令和5年4月1日 一部改訂

### 1 目的

広島県流域下水道管路施設（以下「管路」という。）に、他施設を近接して埋設するために協議があった場合の取り扱いについて定める。

### 2 協議

(1) 管路に近接して構造物を設置しようとする者（以下「施工者」という。）は、当該工事の30日前までに別記様式第1号の協議書を、広島県上下水道部長（以下「部長」という。）に提出し、その同意を受けるものとする。

(2) 協議書を受理した部長は、その内容を審査し、本基準に適合すると認めるときは、別記様式第2号の同意書を施工者に交付するとともに、協議書及び同意書の写し各1通を（公財）広島県下水道公社事務局長に送付するものとする。

### 3 工事の着手の届出及び完成検査

(1) 施工者は、当該工事を開始しようとするときは、予め別記様式第3号の着手届を部長に提出するものとする。

(2) 施工者は、当該工事が完了したときは、速やかに別記様式第4号の完成報告書を部長に提出するものとする。

(3) 前項の報告書を受理した部長は、当該工事について検査し、第2条第3項で同意した工事に適合していると認めるときは、別記様式第5号の検査調書を施工者に交付するものとする。

(4) 前項の検査は、現場での確認を原則とするが、これに抛り難い場合は写真等により行うことができる。

### 4 立会

協議で立会により確認又は施工することとしたものについては、施工者は、その3日前までに別記様式第6号の立会依頼書を部長に提出し、その立会を求めなければならない。

### 5 協議の対象

管路が他埋設工事の堀削部内にある場合、及びその影響範囲にある場合は、すべて協議の対象とする。

### 6 影響範囲

影響範囲とは、堀削工事により管路周辺地盤のゆるみが予想される範囲、若しくは管路に近接しこれに損傷を与える恐れがある範囲とし、別記1に定める基準範囲とする。

## 7 離隔の基準

管路と他埋設物との離隔は、別記2に定める離隔の基準以上確保するよう努めるものとする。

但し、道路占用上若しくは構造上やむを得ない場合で、部長が管路の保全に支障がないと認めるときは、この限りでない。

## 8 試掘

離隔の基準を超えて他施設を設置しようとする場合、若しくは部長が特に必要と認める場合は、施工者は原則として試掘等により管路の位置を確認しなければならない。

## 9 管路内部の確認

(1) 完成検査は、管路の外部の施工状況で確認することを原則とするが、離隔の基準を超えて近接した場合若しくは薬液注入工等の場合で、部長が特に必要と認める場合は、施工者は管路内部の確認をしなければならない。

(2) 前項の確認は、目視調査若しくはTVカメラ調査により、部長が指名する職員が立会して行うことを原則とするが、部長が立会の必要がないと認める場合は、調査報告書により行うことができる。

## 10 施工

施工者は次の事項を遵守して工事を施工するものとする。

但し、周囲の状況により部長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

一 管路から水平距離で2.0m以内では、管路に衝撃を与える機械を使用してはならない。

二 管路から1.0m以内の堀削は「人力堀」としなければならない。

三 管路周辺の埋め戻しは、全て良質な山砂を用い、特に管路から0.5m上部までは人力埋め戻しとし十分転圧しなければならない。

四 鋼矢板等を施工する場合は、打ち抜き機の位置は、管路から水平距離で2.0m以上離すことを原則とする。これに抛り難い場合は、部長の認める低振動若しくは無振動の機械を使用しなければならない。

五 鋼矢板等の先端が、管路外面から1.0m以内に接近する場合は、ウォータージェット併用圧入工法等の、管路に損傷を与えない工法で施工しなければならない。

六 薬液注入を施工する場合は、薬液ロッドの先端を管路外面から30cm以上離すとともに、注入圧の管理に十分注意し、管路内に薬液が流入しないようにしなければならない。

## 11 提出部数

この取り扱いにより施工者が提出することとなる書類の部数は、正本1通とする。

但し、部長へ提出する立会依頼書は正本のみとする。

## 12 提出方法

この取り扱いにより施工者が提出することとなる書類の提出方法は原則電子メールで行う。

### 13 適用除外

広島県流域下水道接続等取扱要綱の規定による接続の協議を行うときは、この取り扱いによる協議は必要としない。

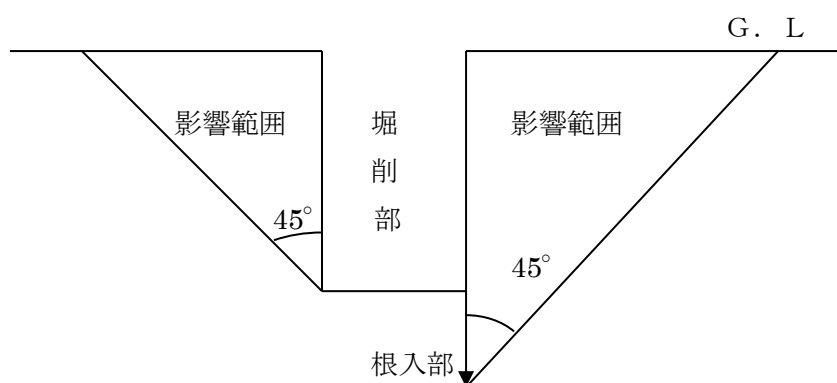
#### 別記1（第6条関係）

##### 影響範囲（その1）

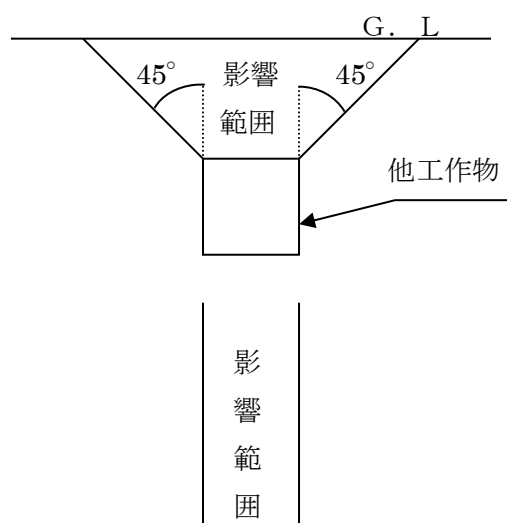
##### 1 周辺地盤のゆるみが予想される範囲

##### （1）開削工法の場合

原則として堀削底面端において、鉛直線に対して $45^\circ$ の範囲内に管路が入る場合。ただし、シートパイル等連続して施工する場合は、その根入端から $45^\circ$ の範囲内とする。

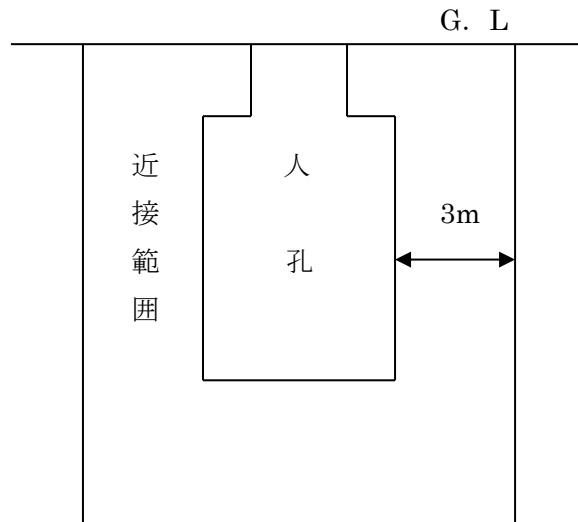
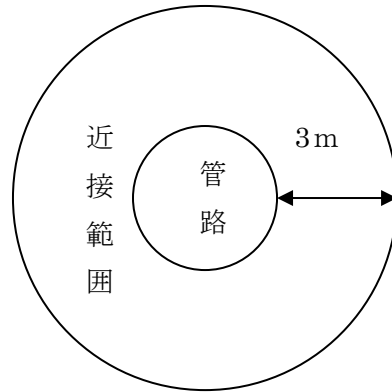


##### （2）推進工法若しくはシールド工法の場合



影響範囲（その2）

2 管路に近接する範囲



別記 2 (第 7 条関係)

管路と他工作物との離隔の基準

他 工 作 物		離 隔 距 離 (cm)		
種 別	項 目	管 渠	人孔等構造物	接 続 管
埋設管路	平 行 す る 場 合	6 0	3 0	3 0
	交 差 す る 場 合	3 0	底盤から 6 0	3 0
人 孔 等	側 壁 か ら	6 0	3 0	3 0
	構造物の上底盤から	8 0	—	—
圧入推進工事 シールド工事		1 0 0	7 0	7 0

様式第1号

第 号  
令和 年 月 日

広島県上下水道部長 様

施 行 者

流域下水道への近接工事について（協議）

このことについて次のとおり施工したいので協議します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 期 間	
工 事 内 容	
近 接 す る 下 水 道 施 設	
下 水 道 施 設 の 防 護 ・ 復 旧 の 方 法	
施 工 業 者 名	
添 付 図 書	位置図, 平面図, 縦断図, 横断図, 防護・復旧図

様式第2号

第 号  
令和 年 月 日

施 工 者 様

広島県上下水道部長

流域下水道への近接工事について（回答）

令和 年 月 日付け第 号で協議のあった次の工事については、  
（協議書のとおり）  
（次の条件を付して）同意します。

工 事 名	
工 事 場 所	
条 件	

様式第3号

第 号  
令和 年 月 日

広島県上下水道部長 様

施 行 者

## 近 接 工 事 着 手 届

令和 年 月 日付け第 号で同意を受けた近接工事を次のとおり着手  
しますので届け出ます。

工 事 名		
工 事 場 所		
工 事 期 間		
工 事 監 督 者	氏 名	
	連 絡 先	
添 付 書 類	工程表	
備 考		



様式第4号

第 号  
令和 年 月 日

広島県上下水道部長 様

施 行 者

## 完 成 報 告 書

令和 年 月 日付け第 号で同意を受けた次の工事が完成したので報告します。

工 事 名	
工 事 場 所	
完 成 年 月 日	令和 年 月 日
添 付 書 類	完成図, 写真, 調査報告書
備 考	

施 行 者 様

広島県上下水道部長

## 検 査 調 書

次の工事について検査し、協議のとおり完成したことを認めます。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 期 間	
報告書受理年月日	令和 年 月 日
完成検査年月日	令和 年 月 日
手直し検査年月日	令和 年 月 日
検査者職氏名	
所 見	

様式第6号

第 号  
令和 年 月 日

広島県上下水道部長 様

施 行 者

## 立 会 依 頼 書

令和 年 月 日付け第 号で同意を受けた近接工事について、つぎのとおり立会してください。

工 事 名	
工 事 場 所	
立 会 の 内 容	
立 会 の 場 所	
立 会 年 月 日 時 間	令和 年 月 日 時 分 ~
備 考	